医師確保対策室規則の一部を改正する規則・規程をここに公布する。

平成 19 年 3 月 30 日

岩手県知事 増 田 寛 也 岩手県医療局長 法 貴 敬

岩 手 県 規 則 岩手県医療局管理規程<sup>第1号</sup>

医師確保対策室規則の一部を改正する規則・規程

改正前

医師確保対策室規則(平成18年 岩 手 県 規 則 第1号)の一部を次のように改正する。 岩手県医療局管理規程

(代決) 第11条 決裁権者が不在のときは、次の表に掲げる決裁権者 第11条 決裁権者が不在のときは、次の表に掲げる決裁権者 の区分に従い、第1順位者が代決し、決裁権者及び第1 順位者が不在のときは、当該区分に従い第2順位者が代 決する。

決裁権者	代決権者	
	第1順位者	第2順位者
[略]		
医師確保対	室長があらかじめ	
策監	指定する <u>吏員</u>	

(代決)

の区分に従い、第1順位者が代決し、決裁権者及び第1 順位者が不在のときは、当該区分に従い第2順位者が代 決する。

改正後

決裁権者	代決権者	
	第1順位者	第2順位者
[略]		
医師確保対	室長があらかじめ	
策監	指定する <u>職員</u>	

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則・規程は、平成19年4月1日から施行する。